

改正案	現行
<p>一 施行規則第三十三条第六号(5)の総務大臣が別に告示する無線局は、次のとおりとする。</p> <p>1 地上基幹放送局（他の地上基幹放送局の放送番組を中継する方法のみによるテレビジョン放送を行うもので空中線電力〇・〇五ワット以下のものに限る。）</p> <p>2～5 （略）</p> <p>11・三 （略）</p>	<p>一 （同上）</p> <p>1 地上基幹放送局（他の地上基幹放送局の放送番組を中継する方法のみによるテレビジョン放送のうちデジタル放送を行うもので空中線電力〇・〇五ワット以下のものに限る。）</p> <p>2～5 （同上）</p> <p>11・三 （同上）</p>